

病虫害発生予察指導情報（追加情報）

（ナシ・黒星病 No.1）

令和5年4月28日

鳥取県病虫害防除所

1. 情報の内容

4月下旬現在、越冬伝染源から飛散した胞子の感染によるナシ黒星病の病斑が認められている。今後、二次伝染による発生量の増加が見込まれ、感受性の高い‘新甘泉’や‘幸水’等では大袋掛け前まで菌密度が高いまま経過すると収穫果被害が助長されることから、早期に防除を徹底する必要がある。

2. 情報の根拠

- （1）県内全域の複数の地点において、発生量の多い園が認められている。
- （2）ナシの生育は平年に比べて早く、重点防除時期の散布が実施できなかった事例がある。
- （3）向こう1か月の気象予報（4月27日発表）から、今後、ナシ黒星病の発生にやや好適な条件になると考えられる。

3. 防除上注意すべき事項

- （1）発病した葉や幼果等（図1）は伝染源となる。定期的に園内を見廻り、発病部位を見つけ次第切除して園外処分する。
- （2）現在発生量が多い園では、発病部位の切除処分を実施した上でスコア顆粒水和剤2,000倍とベルコートフロアブル1,500倍の混用液、ファンタジスタ顆粒水和剤4,000倍液、カナメフロアブル4,000倍液、ベルコートフロアブル1,500倍液、チウラムフロアブル（チオノックフロアブル又はトレノックスフロアブル）500倍液、有機銅フロアブル（キノドー又はドキリン）1,000倍液などを散布する。散布にあたっては、農薬の使用基準を遵守するとともに、使用上の注意事項を守る。
- （3）定期防除の散布間隔が長くならないように注意し、降雨量が多い場合は追加散布を検討する。



幼果



果そう基部



葉身



葉柄

図1 ナシ黒星病の病斑